

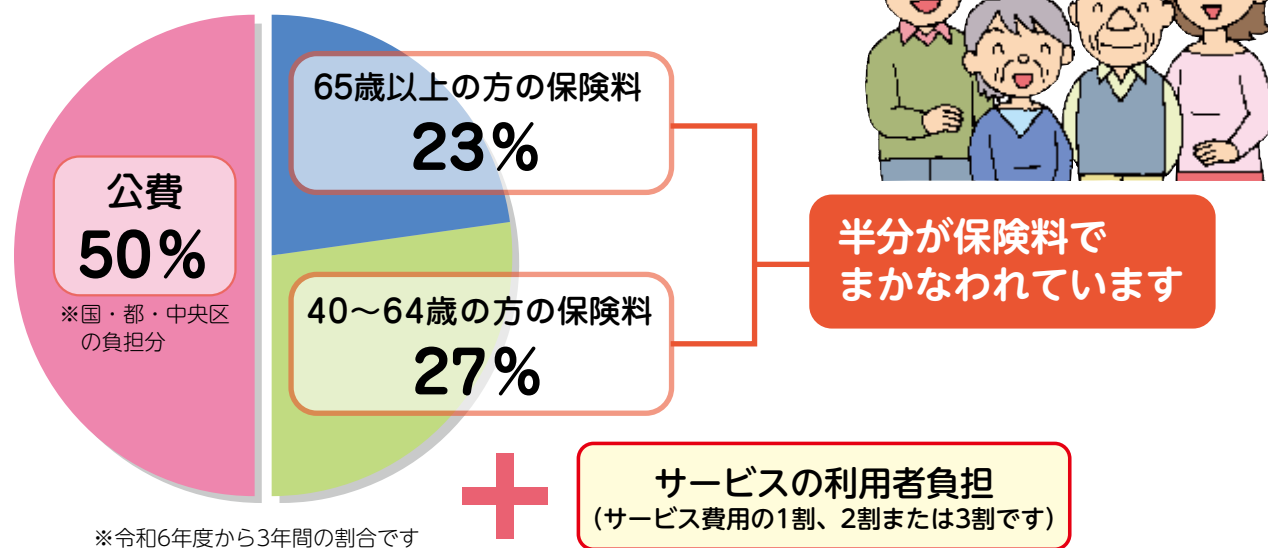
皆さんが納める介護保険料について

介護保険は皆さんが納める保険料を財源としています



介護保険は、40歳以上の皆さんが納めている保険料と公費を財源としています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源



保険料を滞納していると

保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

納期限を過ぎると

督促が行われ、延滞金が徴収される場合があります。

1年以上滞納すると

サービスを利用したときの費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用するときに利用者負担が1割または2割の方は3割に、3割の方は4割に引き上げられたり、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費等が受けられなくなったりします。

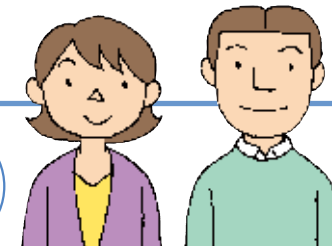
※災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免（P9参照）や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに区の担当窓口までご相談ください。

40～64歳の方 (第2号被保険者) の場合

保険料の決まり方と納め方

全区市町村の介護サービスにかかる費用のうち、健康保険組合などの人数に応じて各医療保険者に振り分けられる負担額（介護給付費納付金）が決められます。各人の保険料は加入している医療保険の算定方法により決まり、医療保険料と合わせて納めます。

国民健康保険に加入している方は



決め方

介護分の保険料は、国民健康保険料の算定方法と同様に世帯の所得と人数に応じて算定されます。

介護分の保険料

$$\text{第2号被保険者分の賦課のもととなる所得額} \times \text{所得割率}^{(*)} + \text{第2号被保険者数} \times \text{均等割額}$$

※前年の総所得及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から住民税基礎控除を控除した額（雑損失の繰越控除は適用しません）。

納め方

国民健康保険料に介護分の保険料を含めて、世帯主が納めます。

年度の途中で65歳に到達する方

65歳到達月の前月までの介護分保険料は、月割りで計算され、6月から3月までの10回に分割されているため、65歳到達後も介護分保険料を納めることになります。また、65歳到達月以降の介護分保険料は、介護保険課から新たに通知が届き、介護保険料として納めます。

職場の医療保険に加入している方は

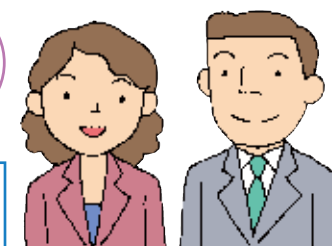
決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。

介護保険料

●介護保険料率の決まり方●

介護給付費納付金を各医療保険の第2号被保険者全員の標準報酬総額で割り、介護保険料率が決まります。



給与および賞与

介護保険料率

※原則として事業主が半分負担します

納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。
※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません

65歳以上の方 (第1号被保険者) の場合

保険料の決め方と納め方

中央区の介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担を除く）のうち23％をまかなうように、65歳以上の方の保険料基準額および所得段階別保険料が決められます。

決め方

ご本人および同一世帯員の区民税課税状況や、ご本人の前年の合計所得金額および課税年金収入額に応じて下記の保険料段階区分にあてはめて決定し、6月中旬に通知します。

■基準額

**6,300円
(月額)**

=

中央区の介護サービス費用の総額×
第1号被保険者負担分
中央区の第1号被保険者数

÷

12カ月

※区市町村によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も区市町村ごとに異なります。

■保険料段階区分

保険料段階区分は介護保険事業計画に基づき3年ごとに見直されます。なお、第6期から国の制度改正により、公費による低所得者の保険料軽減を行っています。

保険料段階	対 象 者		保険料率	年間保険料(月額)
第1段階	世帯全員が 区民税非課税	生活保護を受給している方	0.25	18,840円(1,570円)
		老齢福祉年金を受給している方		
第2段階	世帯全員が 区民税非課税	本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	0.45	33,960円(2,830円)
第3段階		本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円以下の方	0.65	49,080円(4,090円)
第4段階		本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える方	0.9	68,040円(5,670円)
第5段階(基準額)	本人が区民税非課税 で世帯員(※)に区民税 課税の方がいる場合	本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	1.00	75,600円(6,300円)
第6段階		本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超える方	1.15	87,000円(7,250円)
第7段階	本人が区民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	1.22	92,280円(7,690円)
第8段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.45	109,680円(9,140円)
第9段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.60	120,960円(10,080円)
第10段階		合計所得金額が320万円以上370万円未満の方	1.80	136,080円(11,340円)
第11段階		合計所得金額が370万円以上500万円未満の方	2.10	158,760円(13,230円)
第12段階		合計所得金額が500万円以上620万円未満の方	2.30	173,880円(14,490円)
第13段階		合計所得金額が620万円以上750万円未満の方	2.60	196,560円(16,380円)
第14段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	2.90	219,240円(18,270円)
第15段階		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	3.20	241,920円(20,160円)
第16段階		合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	3.60	272,160円(22,680円)
第17段階		合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満の方	4.00	302,400円(25,200円)

※世帯員とは、当該年度の4月1日または資格取得日時点の住民票の同一世帯員

- 合計所得金額とは、年金や給与、不動産、配当、譲渡など各所得金額の合計で、医療費控除や扶養控除などの所得控除を引く前の額です。
- その他の合計所得金額とは、合計所得金額から年金収入に係る所得を除いた所得額です。
- 土地建物等の譲渡に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額になります。
- 第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得から10万円を控除した額となります。(控除後の金額が0円を下回る場合は、0円となります)。
- 課税年金収入額とは、国民年金、厚生年金、共済年金など公的年金の年間受給額です。遺族年金や障害年金などの非課税年金は含みません。

納め方

保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。

年金が年額18万円以上の方 年金から差し引き(特別徴収)

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金です。



■次のような場合、年金が年額18万円以上でも一時的に普通徴収（納付書・口座振替）で納めることがあります

- ・年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合 ・他の区市町村から転入した場合
- ・年度途中で年金（老齢〈退職〉年金、障害年金、遺族年金）の受給が始まった場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- ・年金が一時差し止めになった場合 ・年金を担保として貸付を受けている場合 ……など

年金が年額18万円未満の方 口座振替・納付書(普通徴収)

口座振替または区から送付する納付書で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。



■保険料の納付は口座振替が原則です

口座振替依頼書に記入し返信用封筒で返送するか、保険年金課収納係または特別出張所窓口でお申込みください。また、キャッシュカードによる口座振替受付も行っております。なお、利用可能な金融機関やキャッシュカードが限られますので、保険年金課収納係にお問い合わせください。
※口座振替開始までの分や、残高不足などにより口座振替できなかった場合などは、納付書で納めることになります。

- 税金の控除についてはP21をごらんください。

教えて！ 介護保険

介護保険のサービスを利用しないのに、介護保険料は納めなくてはなりませんか？

介護保険は、介護の負担を社会全体で連帯して支えあう社会保険制度です。サービスを利用するしないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての方が被保険者となり、保険料の負担をお願いしています。日本に3カ月を超えて在留する外国籍の方も、原則被保険者となります。

また、介護保険料は被保険者一人ひとりに賦課されるものですが、被保険者本人のほか、世帯主や配偶者についても連帯納付義務があります。

保険料の減免制度

生活に困窮し保険料負担が困難な方に対して、申請により保険料を減免する制度があります。

- 災害等により著しい損害を受けた場合や、事業の休廃止などで一時的に支払いができなくなったときは、保険料の減免を受けられることがあります。
- 保険料段階第2段階または第3段階で、次のすべての要件に該当する方は、一段階下げた保険料相当額に減額されます。
 - ・世帯の収入が生活保護基準の115／100以下の方 ・区民税課税者などの被扶養者になっていない方
 - ・預貯金などの資産が300万円以下の方